

第 87 回 電気用品調査委員会
平成 25 年 6 月 19 日
資料 No.5-2

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正について
(20130424 商局第 1 号)

経産省 HP より

経済産業省

20130424商局第1号
平成25年5月10日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 豊永 厚志

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（平成24・01・10商局第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

本解釈は、平成25年5月10日から適用する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正に係る新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第八 1 共通の事項 (2) 構造 口</p> <p>【解釈】</p> <p>1 別表第四 1 (2) 口の解釈 1 に同じ。</p> <p><別表第四 1 (2) 口の解釈 1></p> <p>1 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないもの」とは、次に適合するものをいう。この場合において、感度調整可能なものは、最大感度とするものとする。</p> <p>(1) 赤外線を利用した遠隔操作機構</p> <p>(2) 電力線搬送波を利用した遠隔操作機構</p> <p>2 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、<u>次の(1)又は(2)のいずれかのものをいう。</u></p> <p>(1) <u>音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の機器で遠隔操作により閉路できる容量が 300W 以下であつて、次に掲げるもの。</u></p> <p>イ 電気スタンド</p> <p>ロ 家庭用つり下げ型蛍光灯器具</p> <p>ハ ハンドランプ</p> <p>三 白熱電灯器具</p>	<p>別表第八 1 共通の事項 (2) 構造 口</p> <p>【解釈】</p> <p>1 別表第四 1 (2) 口の解釈 1 に同じ。</p> <p><別表第四 1 (2) 口の解釈 1></p> <p>1 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないもの」とは、次に適合するものをいう。この場合において、感度調整可能なものは、最大感度とするものとする。</p> <p>(1) 赤外線を利用した遠隔操作機構</p> <p>(2) 電力線搬送波を利用した遠隔操作機構</p> <p>2 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、<u>音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の機器で遠隔操作により閉路できる容量が 300W 以下であつて、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) 電気スタンド</p> <p>(2) 家庭用つり下げ型蛍光灯器具</p> <p>(3) ハンドランプ</p> <p>(4) 白熱電灯器具</p> <p>(5) 放電灯器具</p> <p>(6) 庭園灯器具</p>

<p><u>ホ 放電灯器具</u></p> <p><u>ヘ エル・イー・ディー・電灯器具</u></p> <p><u>ト 庭園灯器具</u></p> <p><u>チ 装飾用電灯器具</u></p> <p><u>リ ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響機器</u></p> <p><u>ヌ 電灯付家具</u></p>	<p><u>(7) 装飾用電灯器具</u></p> <p><u>(8) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響機器</u></p> <p><u>(9) 電灯付家具</u></p>
<p><u>(2) 通信回線（別表第四1(2)口の解釈1に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構を有する機器で次の全てに適合するもの。</u></p>	
<p><u>イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。</u></p> <p><u>ロ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。</u></p> <p><u>ハ 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を講じていること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(イ) 手元操作が最優先されること</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(ロ) 遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること</u></p> <p><u>二 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を講じること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(イ) 操作結果のフィードバック確認ができること</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(ロ) 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等</u></p>	

への記載

- 木 通信回線(別表第四1(2)ロの解釈1に掲げるもの及び公衆回線を除く。)
において、次の対策を遠隔操作される機器側に講じていること。
- (イ) 操作機器の識別管理
 - (ロ) 外乱に対する誤動作防止
 - (ハ) 通信回線接続時の再接続(常時ペアリングが必要な通信方式に限る)
- ヘ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策が講じられていること。
- ト 同時に2箇所以上からの遠隔操作を受けつけない対策を講じること。
- チ 適切な誤操作防止対策を講じること。
- リ 出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。